

海外経済要録

国際機関

◆ IMF理事会、加盟国的一般資金利用とスタンド・バイ取決めに関する新ガイドラインを決定

IMF理事会は去る3月2日、加盟国的一般資金利用およびスタンド・バイ取決めに関する新たなガイドラインを決定した。その内容は次のとおり。

1. 加盟国は、国際収支困難の初期段階においてあるいはその問題が発生するのを防ぐ措置として、IMFの政策に沿って一般資金を利用することにより支援を受けることができるような調整策を導入すべきである。IMF協定第4条のコンサルテーションは、IMFが加盟国との間で、当該国のスタンド・バイ取決めを承認するのに役立つ対策を含む調整計画を討議する場の1つである。

2. スタンド・バイ取決め期間は通常1年とするが、当該加盟国が希望し、かつIMFがその国の調整策を成功裡に実施するうえで必要と判断した場合には1年を超えて延長することができる。同取決め期間は、それが適切と考えられる場合には最大3年まで延長することができる。

3. スタンド・バイ取決めは国際協定(international agreement)ではないので、同取決めおよびその趣意書においては契約的な含み(contractual connotation)のある文言は避けることとする。

4. IMFは、加盟国の調整計画の策定を支援する際、国際収支困難の原因をも含めその国内における社会的・政治的目标、経済面で優先すべき事項およびその国を取り巻く環境について十分留意することとする。

5. すべてのスタンド・バイ取決めに適切なコンサルテーション条項を盛込むこととする。同条項には、加盟国が高次クレジット・トランシュの引出し残高を保有している期間中隨時コンサルテーションを行う旨の規定が含まれる。この規定は引出し残高がスタンド・バイ取決めに基づくものであろうと、あるいは高次クレジット・トランシュにおける他の取引に基づくものであろうと、いずれの場合にも適用される。

6. 第1次クレジット・トランシュを超えないスタンド・バイ取決めでは、引出し可能額の期間割り(phasing)ならびに加盟国の政策運営が適正に遂行されているか否かを判断するための基準(performance条項)を設けない。その他のスタンド・バイ取決めにはこうした条項を

設けるが、これらの条項は第1次クレジット・トランシュを超えて引出す場合にのみ適用できるものとする。

7. IMF専務理事は、調整計画がIMFの規定および政策と齊合的であり、しかも同計画が実行されるであろうと判断した場合には、理事会に対し当該加盟国からのクレジット・トランシュによる一般資金利用申請を承認するよう勧奨する。加盟国はIMFによってスタンド・バイ取決めが承認される以前にいくつかの調整策を講じることが期待されることもありうる。しかしそれは当該加盟国がIMFの規定や政策と齊合的な調整策を採用、実施できるようにするために必要な場合に限る。その場合、IMF専務理事は当該加盟国との協議の進展状況を適切な方法で理事会理事に通知するものとする。

8. IMF専務理事は、全加盟国に対し差別的な扱いをしないとの観点から一般資金利用に関する政策の適用に際し適切な調整を行う旨保証するものとする。

9. 政策運営の遂行基準の数および内容は、当該加盟国の直面する問題や制度的な背景が一様でないため、案件ごとに異なる。この政策遂行基準は、調整計画の目的達成を確実なものとするためにその計画の実施状況を評価するうえで必要な範囲のものにとどめるものとする。この基準は通常、(1)マクロ経済指標、(2)IMF協定の特定の規定あるいはその協定に基づいて採用される政策を実施するうえで必要なものに限定される。その他の指標については、マクロ経済に影響を及ぼすがゆえに当該加盟国の調整計画を有効に機能させるうえで不可欠であるという特殊な場合に限り政策遂行基準に含めることとする。

10. 調整計画の期間が1年以上にわたる場合、あるいは加盟国が計画期間全体あるいはその一部をカバーする1つあるいは2つ以上の政策遂行基準を事前に策定できない場合には、当該加盟国との間でレビュー以後の期間について必要な了解を得るようレビューの規定を策定することとする。さらに経済の基調が極めて不透明なために計画年の初めに調整計画の主要なポイントを政策遂行基準として定量化できないような特殊な場合でも、当該加盟国のマクロ経済政策を評価し、必要とあらば新たな理解を得るためのIMFによるレビューの規定を作ることとする。かかる特殊な場合には、IMF専務理事はレビューの内容について適切な方法で理事会理事に知らせるものとする。

11. IMF事務局は、IMF協定第4条のコンサルテーションあるいは適切ならばIMF資金の追加的利用申請に関連してクレジット・トランシュによる一般資金利用によって支援された調整計画の実施状況についての分析

および評価を準備するものとする。

12. IMF事務局は、理事会によるレビューに備え、調整計画の妥当性、政策手段の有効性、計画の遵守状況およびそれによって得られた成果を評価、比較するためには、スタンド・バイ取決めにより支援された計画に関する調査を隨時準備するものとする。かかるレビューにより理事会は、次回の政策条件の包括的な見直しの時期を決定することができる。

◆ IMF総務会暫定委員会、コミュニケを発表

IMF総務会暫定委員会は3月7日、ワシントンにおいて第12回目の会合を開催、次のコミュニケを発表した。

1. 國際通貨基金(IMF)の総務会暫定委員会は3月7日ワシントンにおいて、ヒーリー英蔵相を議長として第12回の会合を開催した。この会合には、J. ドラロジール IMF専務理事が出席した。また、本委員会はサウジアラビアを新たなメンバーとして迎えるにあたり、M. アバルヘイル財務経済相の代理として出席したA.A. アルクワレイシ通貨庁総裁に対し歓迎の意を表した。

オブザーバーとしては、G. コリア UNCTAD事務総長、J. リペール国連経済社会理事会事務次長、P. ランゲティン・スイス中央銀行理事、R. ラールB I S 総支配人、E. ヴァン・レネットOECD事務総長、O. ロング GATT事務総長、U. モスカ E C 経済財政問題総局長、R. オルティス OPEC事務局長、E. スターン世銀副総裁、C. E. A. ヴィラタ開発委員会議長が参加した。

2. 委員会は、世界経済の見通しおよび国際収支調整過程の機能について討議した。

委員会は、国際経済情勢にはなおいくつかの重要な点で不満足なものが残っていることを認識したが、79年には工業諸国の国際収支状況は改善するものと期待した。

委員会は、一部の工業国では成長率が高まったが、これら諸国の大部分においてはその成長率は各国に共通の高水準の失業を減少させ、力強い投資を促すには不充分なものであることに留意した。実際、工業諸国の経済成長に関する中期展望は昨年9月の前回会合時におけるそれに比べ若干明るさを欠いた(less favorable)ものとなつた。かかる状況下、世界貿易量の増加テンポは鈍く、保護主義的な貿易措置を求める圧力が拡がりつつある。近々出されるジュネーブにおける多角的通商交渉の結論が保護貿易主義に向う風潮を静めるのに役立つものと期待される。

委員会は、多くの工業諸国において物価上昇率が引き続き極めて高いことを特に憂慮した。そのうちの一部諸

国、特に欧州諸国では、インフレ傾向に対処して貨幣所得の伸びをより緩やかなものに抑えることが必要であろう。事実、インフレ問題は過去数か月間に一段と難しくなってきたように見える。このような状況にあっては、根強い価格・コスト圧力を抑えるために確固たる努力を払うことが必要である。何故ならば、多くの国にとって、インフレ抑制を一段と進めることができない強烈な経済成長を取戻すうえで不可欠の前提条件であるからである。

委員会が特に注意を向けた問題の一つは、多数の非工業国あるいは一次産品国が依然として低成長と高率のインフレに悩まされているという事実であった。一部の一次産品国では調整措置が奏効したもの、一次産品国グループ全体としてみれば、情勢は満足のいくものからは程遠いというのが委員会の見解であった。委員会は、大部分の発展途上国において再び経常収支赤字が増加していることを憂慮した。

委員会は、79年における主要工業国間の経常収支が78年に比べより均衡のとれた方向に進むこと、すなわち、過去の為替相場変動の効果と特に米国、西ドイツ、日本における国内需要増加率の好ましい変化によって経常収支が改善すると見込まれることに留意した。委員会はかかる改善の実現・維持は各國における適切な国内経済政策の遂行いかんにかかっている点を強調した。委員会は、国際収支不均衡の縮小が為替市場の一層の安定化を達成するのに資すると信じており、また78年11月1日に米国当局が重要な政策措置を発表して以後、最近数か月間にこの面で改善がみられることも留意した。

最近生じた石油の供給および価格に関する不透明感が、多くの加盟国に恐らくは好ましからざる影響を与えるおそれがあるとの懸念が表明された。委員会は、最近におけるエネルギー節約促進の動きを歓迎した。

委員会は、現状においては加盟国が経済成長、インフレ、国際収支に関する諸問題に対し適切な政策を遂行するため最大限の協調的努力を払う必要があると確信した。そのための戦略は、加盟国の置かれた経済状況に差異があることにかんがみ、各國がそれぞれの状況に応じた経済政策措置を実施することによって遂行される。

委員会は、工業諸国の経済政策には発展途上国の経済的要請を考慮に入れることが特に重要であると考えた。経済成長および国際収支調整のための協調的な中期戦略の成功がこの面で大きく寄与するであろうが、これとは別に、委員会は工業諸国に対し発展途上国の輸出のために市場を一層開放するとともに、公的開発援助を拡大するよう努力することを促した。

3. 委員会は、緊密な国際経済協力の重要性を強調する

とともに、この目的を考慮して、国際収支調整を強化する手段として全加盟国の為替相場およびこれに関連する諸政策に対する IMF の積極的な監視の必要性を強調した。

4. 委員会は補完的融資制度がこのほど発効したこと歓迎した。同制度は、そのクォータからみて大幅な国際収支不均衡に直面している加盟国を援助するために IMF の資金力を拡充しようとするものである。委員会は、同制度を利用する低所得国の金利負担を軽減する補給金勘定(subsidy account)に関する問題を理事会が検討すべきであるとの考えを改めて表明した。

5. 委員会は、SDR を貸付、債務の直接弁済、担保・質入れ形態による保証の提供に使用できることとした理事会の決定を歓迎するとともに、上記以外の SDR の使用形態、とりわけ SDR によるスワップ取引および先物取引、SDR の贈与についての検討を可能な限り早い時期に実施、完了したいとする理事会の意向に賛同した。さらに委員会は、SDR 会計参加国以外の SDR 保有者として SDR を取得、所有、使用することを認められる公的機関の範囲を拡大するとの理事会の意向にも同調した。

6. 委員会は、加盟国から任意に外貨預金を受け入れ、これと引換えに同額の SDR 建て債券を発行するという IMF が運営する勘定についての理事会の報告を検討した。かかる勘定は、SDR が国際通貨制度における中心的準備資産となる方向に今一步前進させることを目的としたものである。委員会では、理事会がかかる勘定について積極的な検討を行うことにつき広範な支持があり、理事会に対し次回暫定委員会に結論を提出するよう要請した。

7. 委員会は、次回暫定委員会を年次総会の時期に合わせて 79 年 10 月 1 日にユーゴスラビアのペルグラードで開催することに合意した。また委員会は 80 年春に西ドイツで暫定委員会を開催したいとの西ドイツ政府の招聘を快諾した。

◆OPEC、原油価格引上げの繰上げ実施を決定

OPEC(石油輸出国機構)は 3 月 26、27 日の両日、ジュネーブ(スイス)で臨時総会を開催(閣僚会議を中途で切替え)、昨年 12 月の第 52 回総会(アブダビ<アラブ首長国連邦>)で決めた 79 年中の原油価格の 4 段階値上げ(四半期ごと、1 月号「要録」参照)を繰上げ、第 4 四半期に予定していた価格を 4 月 1 日から実施することなどを決定した。

今次総会における主な決定事項は次のとおり。

(1) 79 年 4 月 1 日以降の原油価格として、昨年 12 月の総会で決めた本年第 4 四半期の価格(標準油種アラビアン・ライトで 14.55 ドル/バレル、第 1 四半期価格比 +9.1%、前年比 +14.5%)を繰上げて適用する。

(2) 上記の価格調整に加え、OPEC 加盟国は各国固有の状況に応じて、割増し価格(サーチャージ)を付加することを認める。

(3) OPEC 加盟国は石油各社に対し、非産油発展途上国への石油供給を保証するよう指示するための諸措置を講じるほか、決定価格を順守するような措置をとる。

今回の価格調整については、昨年末のイラン政変に伴う原油供給量急減を映したスポット価格の大幅上昇をながめ、OPEC 加盟国間に各国独自の再値上げを行う動きが広範化したことから、これを調整するためにとられたものとみられている。

なお、OPEC 事務局によれば今回の措置は暫定的なもので、7 月以降の価格については、本年 6 月に予定されている次期総会で再討議されることとなっているが、4 月 1 日以降の価格が年末まで続くと仮定すれば、79 年年間平均上昇率はアラビアン・ライトで 12.1%(当初の 4 段階値上げ計画では 10.0%)となる。

米州諸国

◆米国連邦金融監督機関、TB レート連動 6か月もの定期預金の金利制限措置を発表

連邦準備制度理事会、連邦住宅貸付銀行理事会、連邦預金保険公社および全国信用組合監督局の連邦金融監督 4 機関は 3 月 8 日、それぞれの管轄下にある商業銀行、相互貯蓄銀行、貯蓄貸付組合および信用組合が発行する TB レート連動 6 か月もの定期預金証書(Money Market Certificate 略称 MMC <53 年 6 月号「要録」参照>)に対する金利上限規制等(連邦準備制度レギュレーション Q など)を改め、3 月 15 日(ただし信用組合は 3 月 30 日)以後発行分より実施する旨発表した。今回の措置につき、上記監督当局は、「貯蓄金融機関への資金流入をモドレーントなものにする(注)と同時に、貯蓄金融機関の資金調達コストの引下げをねらったもの」とコメントしている。

(注) ちなみに 79 年 1 月末現在の MMC 残高は 1,044 億ドルに達している(内訳は次のとおり)。

商業銀行	318 億ドル	(小口貯蓄・定期預金に占める割合 7.9%)
貯蓄貸付組合	550 億ドル	(総預金に占める割合 12.9%)
相互貯蓄銀行	175 " (" "	12.3%)
信用組合	6 " (" "	1 %)

今次措置の内容は次のとおり。

- (1) 複利方式によるMMCの発行を禁止する。
- (2) 倉庫金融機関が発行するMMCの金利制限

貯蓄金融機関(貯蓄貸付組合、相互貯蓄銀行、信用組合)が発行するMMCに対する現行金利上限規制(TBレート<直近週の6か月もの平均入札利回り>プラス0.25%)を下記のように改める(商業銀行に対する規制は従来通りTBレートを上限する)。

 - ① 基準TBレートが9%以上の場合……TBレートを上限とする(商業銀行と同率となる)。
 - ② 基準TBレートが8.75%から9%までの場合……9%を上限とする(これまで通り商業銀行に比べ最大0.25%高を維持可能)。
 - ③ 基準TBレートが8.75%以下の場合……従来通りTBレートプラス0.25%を上限とする。

◇米国政府、自主的価格ガイドラインを強化・拡充

1. 米国賃金・価格安定協議会(The Council on Wage and Price Stability)は最近「中規模企業では自主的価格ガイドラインを遵守していない向きが多く」(カーター大統領)しかも「多くの企業が前倒し的に値上げ許容幅一杯の価格引上げを計画しているとみられる」(カーン賃金・価格安定協議会議長)こと等にかんがみ、ここへきて自主的価格ガイドラインの強化、拡充措置を相次いで打出した。

(1) 企業の価格引上げ監視体制の拡充(3月4日発表)

これまで価格引上げ監視対象企業は年間売上高5億ドル以上の大企業に限定していたが、最近価格上昇が目立つ12業種(注)の企業(中小企業が多いとされている)も監視対象に含めることとした。

(注) 石膏、セメント、木材、塗料、ビール、煙草、牛肉精肉業、繊維、革靴、菓品、化学、鉛蓄電池の12業種

(2) 値上げ時期についての規制強化(3月15日発表)

現行のガイドラインでは企業の値上げ幅を半年間で年間値上げ許容幅の50%以内に抑えることとしていたが、4月1日以降は四半期ごとの値上げ幅を年間値上げ許容幅の25%以内にとどめることとした(ただし、例年特定の時期に値上げを行ってきた企業に対しては引き続き従来のガイドラインを適用)。

(3) 損害・災害保険会社(commercial property-casualty company)に対するガイドラインの修正(3月19日発表)

これまで損害・災害保険契約のうち交渉で保険料率

を決める大口(年間保険料10万ドル以上)保険、再保険、海上保険についてはガイドラインの適用対象外であった(注)が、今後はこれらにも価格ガイドラインを適用するとともに、そのうち利益増加率規制を選択する保険会社に対しては、こうした大口保険等のほか生命保険等すべての保険契約をも含めて計算することとした。

(注) 損害・災害保険に対しては2月8日以降、上記大口保険等を除き価格ガイドラインが設定されている(年間の保険料を過去2年間の平均増加率マイナス0.5%以内、または利益の増加率を6.5%以下に抑える)。なお同時に医療保険に対してはコスト上昇分の保険料への転嫁を85%までとするとのガイドラインが設定されている(生命保険はガイドライン適用対象から除外)。

(4) 金融機関に対する利潤ガイドラインの設定(3月19日発表)

これまでガイドラインの適用対象外となっていた金融機関(注)に対しても他業種との均衡を考慮して今後は概要次のような利潤ガイドラインを設定する。

イ. 3月15日に始まる1年間の資産利益率(rate of return on assets)または株式利益率(rate of return on equity)が過去5年間のうち最良の3年間の平均を上回らないこととする。

ロ. 上記ガイドラインを遵守できない金融機関は、①1株当たり配当増加率を前年比7%以下に抑え(この結果余剰利益は各々自己資本勘定に繰入れるか内部留保に積立てることとなる)、かつ②金利を除く各種手数料の引上げを行わないこととする。

(注) 本ガイドラインの対象となる金融機関は、商業銀行、貯蓄貸付組合、相互貯蓄銀行、信用組合。

2. なおカーター大統領はインフレ対策の一環として3月6日、診療費についても自主的ガイドラインを設定(79年中の診療費の上昇率を前年比+9.7%以下に抑える)するとともに、このガイドラインが遵守されなかつた場合には、80年1月1日付で強制的な診療費規制を発動する権限を付与するよう要請した法案を議会に提出した。

◇カナダ政府、日本およびスイス市場で外貨資金を調達

カナダ政府は本年2月から3月にかけて、日本およびスイス両国において外貨建債券の発行および銀行団からの長期資金借入の形で各々1千億円、15億スイス・フランの外貨資金を調達した(カナダ政府の日本、スイスでの資金調達は今回が初めて)。その概要は以下のとおりであるが、カナダ大蔵省では「かかる一連の外貨資金調達は昨年来実施してきている外貨準備補強策の一環である」と説明している。

調達外貨	調達形式	契約調印日または発行日	期間	調達額	金利	融資参加もしくは引受け先
日本円 (総額1,000億円)	シンジケート・ローン 〃 円建公募債	2月19日 〃 3月27日	10年 20 5	350億円 350 300	7.1% 7.5 表面利率6.4 (発行価格 99.65円) (応募者利回 り 6.49)	邦銀16行、損保1社 邦銀8行、生保20社 日本の証券会社4社
イスス・フラン (総額 (15億イスス・フラン))	シンジケート・ローン イスス・ フラン建私募債 イスス・ フラン建公募債	3月8日 3月14日 3月15日	3 6 10	700百万 イスス・ フラン 500 300	2.875 表面利率3.0 表面利率3.62 (発行価格 99.25ドル) (応募者利回 り 3.72)	イスス大手銀行3行 〃 〃

◇カナダ、国家インフレ監視委員会を設立

カナダ政府は3月2日、賃金、価格、利潤、コスト等の動向を監視する機関として従来の「インフレ・生産性問題研究センター」(CSIP)(注)に代えて、新たに「国家インフレ監視委員会」(National Commission on Inflation)を設立(H. Renouf委員長)した旨発表した。同委員会の機能等は次のとおり。

- (1) 経済全体および特定部門の賃金、価格、利潤等の動向を監視し、インフレ抑制、国際競争力の維持という目的を損うと判断されるような価格、賃上げ決定については政府に報告する。
- (2) 値上げや賃上げを延期あるいは撤回させる権限はないが、企業に対し価格、利潤に関する情報を強制的に提出させる権限を付与されている。
- (3) 同委員会の設立期間は80年6月末まで。

(注) インフレ・生産性問題研究センター(Center for Study of Inflation and Productivity)は昨年4月に賃金・価格等に対する規制が廃止されたことに伴い物価動向を監視する機関としてカナダ経済審議会(政府の諮問機関)の中に設置(78年6月)されたものであるが、何ら強制的権限は与えられていなかった。

歐州諸国

◇EC農相理事会、国境調整金制度の廃止につき原則合意

1. EC農相理事会は3月5、6両日ブリュッセルで開催された会議において、懸案の共通農業政策に関し、国

境調整金(MCA)制度の漸進的廃止につき一応の合意をみた。しかし英国は依然、農産物価格の現状凍結、過剰生産体制の根本的見直し等を主張して譲らなかつたため、今次合意はEC農相理事会の正式決定とはならず、EMS参加8か国間の政治的合意にとどまっている。なお今次合意成立により、昨年末表面化していたフランスと西ドイツ間の農業問題を巡る対立も一応の解決をみたかたちとなつたため、EMSは13日発足の運びとなつた(EMS発足についての「要録」参照)。

今次合意の主な内容は次のとおり。

- (1) 既存のMCAを漸進的に削減する(下記3.参照)。
- (2) EMS発足後2年以内にEMS基準相場変更に伴い創設される新MCAは、設定後2年以内に削減する。具体的には、新MCA導入後の最初および次の農業年度初に段階的に共通農産物価格を変更し、同時に基準相場変更国(グリーン・レート)を同率だけ調整する。こうした措置により各国通貨建農産物価格は変化しないものとする。
- (3) ただし通貨切上げ国に対し設定されるプラスのMCA(補助金)については、MCA率を自動的に1%ポイント除去する扱いとする(通貨切下げ国については從来から自動的に1.5%ポイントを除去)。
- (4) EMS発足の2年後、EC委員会は以上の合意に基づき実施された措置につき報告を作成し、農相理事会は委員会の提案に基づき、特別多数決(注)によりその後に必要な措置を決定する。ただし新措置採択までの間は上記(2)、(3)の措置が適用されるものとする。

(注) ECの閣僚理事会における議決は、通常単純多数決と特別多

数決(weighted majority)の2方式が用いられているが、ある構成国の利害に密接な関連を有する事項とみなされる場合は全会一致制とされている。

特別多数決とは、西ドイツ・フランス・英國・イタリア(持票各10)、ベルギー・オランダ(同各5)、アイルランド・デンマーク(同各3)、ルクセンブルク(2)の58票中、EC委員会の提案に関しては41票以上、その他の場合は全て、6か国以上かつ41票以上をもって多数とする決定方法。

2. 上記内容に対し英国は少なくとも過剰生産状態にある農産物のUC建共通価格の上昇を防ぐ条項を挿入すべきと主張しその他8か国と対立したため、上記合意は理事会決定にまでは至らなかったとされている。
3. なお、農相理事会は3月30日、上記合意の基本線に沿ったものとして、現行MCAの削減を図るため、フランス、英國、イタリア、アイルランド4国のがリーン・レートの切下げ(4月9日以降実施)を初めとする以下のような措置を決定した。

(1) ガリーン・レート切下げ率

フランス(注1)・英國・イタリア……5%
アイルランド……………0.3%

(注1) これによりフランス産豚肉についてはMCAが撤廃され

ることとなった。

- (2) 域内共通農業政策にかかる基準相場として、ECUを取あえず6月30日まで使用すること。
- (3) 牛肉・牛乳等につき農業年度を取あえず6月末まで3か月間延長すること(注2)。

(注2) 英国の解散・総選挙に伴い1979/80年度における新農産物価格の決定が行いえなくなったことに対処しての措置。

◆ EMS発足

1. 昨年12月4・5両日開催のEC首脳会議において79年初発足の合意をみながら、発足直前にEC域内共通農業政策の改革を巡る西ドイツ・フランス間の対立が表面化したため発足が見送られていた(1月号「要録」参照)EMSは、3月5・6両日開催された農相理事会において、国境調整金制度の漸進的撤廃につきEMS参加予定国間で合意が成立した(EC農相理事会についての要録参照)ため、3月13日正式発足した。EMSにおける参加各国通貨の基準相場および許容変動幅の上・下限(各國中央銀行介入点)等は以下のとおりである。

中央銀行名	西ドイツ ブンデス バンク D.M.	ベルギー 国民銀行 B.Fr.	オランダ 銀 行 D.Gl.	デン マーク 国民銀行 D.Kr.	フランス 銀 行 F.Fr.	アイ ル 蘭 銀 行 Ir.L	イタリア 銀 行 Lit.
D.M. 100マルクにつき	上限 1,607.40 中心 1,571.64 下限 1,536.65			110.835 288.66 236.21 26.9937 48,557.6			
B.Fr. 100ベルギー・ フランにつき	上限 6.508 中心 6.36277 下限 6.221			7.0520 18.3665 15.0290 1.71755 3,089.61			
D.Gl. 100ギルダーにつき	上限 94.375 中心 92.2767 下限 90.225	1,483.25 1,450.26 1,418.0		266.365 260.439 254.645 217.96 24.9089 44,807.4			
D.Kr. 100デンマーク・ クローネにつき	上限 36.235 中心 35.4313 下限 34.645	569.50 556.852 544.45	39.2700 38.3967 37.5425		83.69 81.8286 80.01 213.113 24.3548 17,204.5		
F.Fr. 100フランス・ フランにつき	上限 44.285 中心 43.2995 下限 42.335	696.0 680.512 665.375	47.99 46.9235 45.88	124.985 122.207 119.490		11.6881 11.4281 11.1739 21,025.2 19,801.5 18,649.0	
Ir.L. 1 アイルランド・ ポンドにつき	上限 3.875 中心 3.78886 下限 3.705	60.9020 59.5471 58.2225	4.1995 4.10597 4.0145	10.9365 10.6935 10.4555	8.9495 8.75034 8.5555		1,839.78 1,732.70 1,631.85
Lit. 1,000イタリア・ リラにつき	上限 2.322 中心 2.18668 下限 2.059	36.490 34.3668 32.365	2.516 2.36970 2.23175	6.553 6.1716 5.813	5.3620 5.05013 4.7560	0.612801 0.577135 0.543545	

(1) 基準相場

1 ECU = 2.51064 D.M.
 = 39.4582 B.Fr.
 = 2.72077 D.Gl.
 = 7.08592 D.Kr.
 = 5.79831 F.Fr.
 = 0.662638 Ir.L.
 = 1148.15 Lit.

(2) 各国中央銀行介入点

前頁表参照

(注) 1. 上記基準相場は3月12日の各國為替市場における実勢相場により定められたとされており、計算単位としての1 ECUには次の各國通貨量を含む。

ドイツ・マルク0.828マルク
ベルギー・フラン3.800フラン (ただしルクセンブルク・フラン・0.140フランを含む)
オランダ・ギルダ0.286ギルダー
デンマーク・クローネ0.217クローネ
フランス・フラン1.15フラン
アイルランド・ポンド0.00759ポンド
イタリア・リラ109リラ
英ポンド0.0885ポンド

2. 日々のECU相場は、参加各國市場における自國通貨の午後2時30分現在の対米ドル相場を用いて、EC委員会が計算することとされている。

2. 今回のEMS発足に先立ちシスカールデスタン仏大統領は、「EMS参加8か国間で国境調整金廃止に関する政治的合意が成立したことからかんがみ、フランスはEMS決済に関する留保を撤回し、他の参加国に対しEMSを実施に移すことを提案したい」(3月7日)との声明を発表した。

EMSの発足に対する反響をみると、各國金融界、為替市場ともおおむね平静に受止めているものの、西ドイツにおいては、依然、「参加国の多くが高いインフレ率を抱えている現状下でEMSを成功させるためには、参加国が経済・財政・金融政策の各面において協調を図ることが緊要」(ブンデスバンクほか)として、介入義務の物価、マネーサプライ等に及ぼす影響につき懸念する声が根強い。

◆ EC首脳会議、コミュニケを発表

1. EC各国首脳は3月12・13両日パリで会合を開き、経済・社会情勢、雇用問題、エネルギー節約問題、農業問題、対日貿易問題等につき討議した。会議終了後発表されたコミュニケの概要は次のとおり。

(1) 経済・社会情勢

EC域内の景気は、78年7月に合意をみた協調行動の効果もあって回復傾向がみとめられる。しかし経済・社会情勢全体をみると、改善はみられるもののまだ満足すべき状態には至っていない。安定的かつ持続

的成長実現にとり、インフレの抑制は引き続き最優先課題とるべきである。また貿易収支面では、対日貿易不均衡が顕著となっている状況下、日本市場開放のための交渉に進展がみとめられるよう希望する。

(2) 雇用情勢

雇用情勢の改善を図ることも喫緊の問題であり、特に若年者の雇用機会の改善を図ることが重要である。このため、職業訓練教育の一層の拡充、残業の制限、女子雇用条件の改善等に関し検討を続けるとともに、EC社会基金等を通じて行われる各国の雇用対策関連事業への融資等の拡充を図ることとする。

(3) エネルギー問題

1985年における石油輸入量を78年比横ばいに抑制するとの目標達成のため、79年については、域内における石油消費量の5%削減(当初見通し525百万トン→500百万トン、ECエネルギー理事会についての「要録」参照)を図る。エネルギーの国際的需給バランスを維持するためには、石油輸入国とりわけ、米国・日本・ECが協力して石油需要の増加を抑制することが不可欠である。

(4) 農業および政策協調問題

農業市場における不均衡の是正については、適正なる価格政策および生産指導等が必要である。

(5) EMS発足と経済政策の協調

EMSの発足は、域内における安定的かつ持続的発展にとり重要な貢献をするものと考える。これに不可欠な各國間の政策協調につき、蔵相理事会の場において検討を続けることとする。

◆ ECエネルギー相理事会、石油消費の節約につき合意

EC各國のエネルギー問題担当者は3月27日、ブリュッセルでエネルギー相理事会を開き、当面の石油消費量節約につき概要以下のようないくつかの措置をとることで合意した。今次決定は、去る3月12・13両日のEC首脳会議における合意(EC首脳会議に関する「要録」参照)を受けたものである。

- (1) 1979年中の域内の石油消費量を500百万トンに抑制すること(注1)、および1985年における石油輸入量を1978年並みにとどめること。
- (2) ECの中長期的なエネルギーに関する目標(注2)達成のため、すでに実施した措置および今後必要な措置につき直ちに検討を行うとともに、1990年を目標年次とする新長期エネルギー計画の策定にも着手すること。
- (3) 石油産出国(その他発展途上国も含む)と、エネルギー

一部門において ECとの関係改善を図るうえでより有効なる方策を検討すること。

(4) エネルギーの節約および代替エネルギー(石炭、炭化水素、原子力等)の積極利用につき検討すること。

(注1) これは域内各国の石油消費量の5%削減(79年石油消費当初予想量525百万トン)に当るが、節約の具体的な方法についてまでは首及されなかった。

(注2) ECでは、1974年12月決定の長期エネルギー計画(目標年次1985年)に基づき75年以降、

- ① ECのエネルギー消費量増加率を年率3.5%に抑制すること、
 - ② エネルギーの对外依存度を85年には50%(出来うれば40%)に引き下げること、
 - ③ 原子力発電能力を85年には最低160百万キロワット(出来うれば200百万キロワット)に引き上げること、
- 等を政策目標としてきている。

なお、同理事会は4月24日ごろに再び会議を開き、エネルギー問題につきさらに検討を進める予定。

◇ EC、ギリシャの加盟で合意

1. EC外相理事会は4月4日、ルクセンブルグにおいてギリシャのラリエス外相を交えた拡大外相理事会を開き、1981年1月1日を期してギリシャのEC加盟を認めることを決定した。加盟協定は5月28日、アテネにおいて調印される予定。ギリシャの加盟は、同国の申請に基づき76年7月から交渉が開始され、同国の政治の民主化の進展度合、同国の加盟の及ぼす域内経済への影響(特に農業問題)、EC予算への拠出分担比率等につき検討が進められていた(このほかポルトガル・スペインも目下EC加盟交渉を進めている)。

この結果ギリシャは10番目のEC加盟国となるが、現EC加盟国と同一の地位が付与されるのは81年初に始まる5年間の過渡期間終了後とされている。

なお、EC加盟に関連してコントゲオルギス・ギリシャ対EC関係相は、同国通貨のドラクマは、81年初からECU(欧州通貨単位)構成通貨に加わることになろうと付言している。

2. 今次合意につき、ポンセEC外相理事会議長(フランス外相)は「EC各国は今次合意成立に対し多大なる満足の意を表するものである」旨発言、またナタリEC委員会副委員長によれば、ギリシャは81年中に、EC予算から1.2億ドルのネット受取り超、また81~86年の過渡期間中では6.7億ドルの受取り超を期待できるとされている。

◇ 西ドイツ、共同決定法に合憲判決

1. 西ドイツ連邦裁判所は、3月1日、かねて経営者側から出されていた共同決定法(Mitbestimmungsgesetz)を違憲とする提訴(注)を退け、合憲とする判決を下した。

(注) 1976年から施行されている共同決定法は、企業の最高意思決定機関である監査役会(Aufsichtsrat)の構成を労使代表それぞれ同数とすることを定めているが、経営者(9企業29使用者団体)側は、これが①私有財産権の侵害、②賃金改訂交渉における自律性(Autonomie)の喪失等の点で違憲であるとして、77年6月、提訴していたもの。この間、労組側はこれに強く反発、これまで円滑に開催されていた労使協議会議(konzertierte Aktion)をボイコットするなど、労使の対立が強まるなかで今回の判決が注目されていた。

2. 同裁判所の合憲判決の主な内容は次のとおり。

(1) 現行共同決定法においては、実際に使用者側から選出される監査役会議長が2票の表決権を有することに加え、労働者代表のうち最低1名が管理職を母体として選出されていることからみて、完全に労使対等(Parität)とはいはずやや使用側が優位となっており、私有財産権は保障されている。

(2) 同法は、立法者の意図として決して企業活動および経済秩序全体に影響を及ぼそうとしたものではなく、もし若干の制限があるとしても、それは私有財産権の社会への適合性の範囲内にあるものと解釈する。現行法の経済的影響については、同法が施行されて以来いまだ日が浅いため、予測不可能であるが、現行制度が企業活動および経済秩序に決定的な影響をもつようになった場合には、立法者は本法の修正を行う義務を有する。

(3) 本法の趣旨は、企業利益を守ることにあり、労働者監査役といえども企業代表としてその利益を守らねばならず、決して労働者側だけの利益を擁護するものではない。従って、協約の自律性は引き続き確保されている。

3. 本合憲判決に対する反響をみると、経営者団体側では、「敗訴に終ったとはいえ、現行制度の使用者優位が確認され、法修正義務により将来の不確実性が取除かれた」(エッサー経営者連盟会長)として、これを評価している。一方、労組側では判決内容に満足の意を表明しており、「今後さらに共同決定における完全な労使対等を実現すべく注力し、さらに目下有名無実化している労使協議会議もなんらかのかたちで再開し得る可能性が出てきた」(フェッター労働総同盟議長)と指摘している。

◇ ブンデスバンク、公定歩合の引上げ等を決定

1. ブンデスバンクは、3月29日の定例中央銀行理事会において次の措置を決定、発表した。

- (1) 公定歩合およびロンパート・レートを1%引上げ(公定歩合3→4%、ロンパート・レート4→5%)、3月30日以降実施(なお、公定歩合の引上げは73年6月以来約5年10か月ぶり)。

(2) 再割引わくを50億マルク拡大(拡大後の再割引わく270億マルク)し、4月1日以降実施

2. 本決定に関し、ブンデスバンクは次のようなコミュニケを発表した。

「今般の公定歩合の引上げは、銀行貸出およびマネーサプライの行過ぎた拡大を抑制し、これにより物価上昇の余地を極力狭めることをねらいとして、とられたものである。また、同時に決定した再割引わくの拡大により金融機関は、最近数か月の外資流出に伴う大幅な流動性低下を手形割引によって補てんし、これまで一時的に依存してきたロンバート借入を縮小することが可能となろう」。

また、同理事会後、エミンガー総裁は次のとおりコメント。

「今次措置のきっかけとなったのは、最近の気がかりな(besorgniserregend)物価動向にある。公定歩合の引上げ幅を1%としたのは、0.5%といった小股歩き(Trippelschritte)の措置だと、このごろ資本市場で支配的となっている不安を取り除けないと判断したことによる。これにより資本市場は早晚安定性を取戻し、債券の買控え態度も払拭されよう。本措置による為替市場への影響については、米ドルが米国の貿易収支改善を背景にこのところ驚くほど堅調に推移しており、こうした傾向は当分続くものとみられるに加え、EMS(欧州通貨制度)のなかでマルク相場も格別強調を呈していないことからみて、さほど懸念するには及ぶまい。同時に決定した再割引わくの拡大は、本来の緩和という性質のものではなく、年初来90億マルクにものぼる外資流出を背景とする金融機関の流動性不足を補てんするためのものである」。

3. 本措置に対する反響をみると、政府では「本措置は、景気上昇を抑制するというよりは持続的な景気回復と雇用情勢改善という目標にとって重要な意味をもつものであり」(グリューネヴァルト報道官)、「最近の物価上昇傾向が、石油価格の上昇のみに帰すことができない状況下、インフレーションの芽を適時に摘みとる意味でブンデスバンクの努力を支持すべきであって」(ラムスドルフ経済相)、「本措置によるマルク相場へのマイナスの影響もそれほど大きくあるまい」(マットヘーファー蔵相)とコメントしている。また、金融・経済界等でも「公定歩合の引上げ幅が1%とかなりのものとなったことはやや予想外」(フランクフルター・アルゲマイネ紙等)としながらも、「物価上昇の危険性を早期に除去するための適切な措置であり」(商工会議所、産業連盟等)、「今後市場実勢に見合った金利への是正がなされ、資本市場に

おける債券買控え態度を改善することになろう」(銀行協会、貯蓄金庫協会等)と好感している。もっとも、一部には「今後の景気回復にとって、危険とならぬまい」(卸・輸出入連盟)との批判もみられる。

◆フランス、臨時国会開催

1. ジスカールデスタン大統領は3月12日、14~16日の3日間を会期とする臨時国会を招集した。今次臨時国会招集は、共和国連合(党首シラク・パリ市長)が提唱し野党の社会党、共産党も賛同したため、第5共和制(1958年10月4日発布の現行憲法下での政体)下では初めて、議員請求(注)に基づきなされたものである。

今次臨時国会招集の目的につきシラク共和国連合党首は、「失業者の増大、鉄鋼業界における労使対立の深刻化に対処し、政府に対して、現行政策を変更し公共投資の拡大をもって失業者の吸収を図るよう求めるためのもの」と説明した。しかし、バール首相は同国会審議においても「現時点での成長政策への転換は、フランス経済を破たんに導くだけ」として譲らず、議論はすれ違いに終った。

(注) 第5共和国憲法第29条第1項

「国会は、特定の議事日程につき、総理大臣または国民議会構成員の過半数の請求により、臨時会期として開会される。」

2. なお、同国会最終日の16日、社会党、共産党両党が各々内閣不信任案を提出したが、共和国連合はこれに賛同せず、不信任案はかなりの差をもって否定された。

◆フランス政府、中小企業等助成措置を発表

フランス政府は3月14日、中小企業および家内工業者(従業員5名以下)を対象とする概要以下のよう企業創設、設備投資等助成措置を閣議決定した。

(1) 中小企業助成措置

イ. 企業創設援助機関の設立……中小企業の新規創設を援助し、よって雇用機会の拡大を図るため、業界代表および政府委員からなる公的コンサルタント機関を設立する。

ロ. 保証基金の創設……起業資金中長期貸付について、金融機関の債権を保全するため公的保証基金を創設する。同基金は国家契約金庫(Caisse Nationale des Marchés de l'Etat)が管理することとし、当初資本4億フランは政府が出資する。保証比率は一般金融機関については融資額の65%、相互保証組合については融資額の70%とする。

(2) 家内工業者助成措置

イ. 起業奨励金支給基準等の簡素化……地方において

操業開始を企図する家内工業者に対して支給される奨励金支給の際の適格審査を簡素化し、早期操業開始を促進する。

ロ. 新設企業に対する減税措置の適用範囲拡大……企業の新設およびその後の設備投資を促進するため、企業設立後3年間の利益は内部留保し再投資に回す限り無税とする扱いの対象を家内工業者にも拡大する。

◇フランス、県会議員選挙実施

フランスの統一県会議員選挙は3月18・25両日実施され、野党側の勝利に終った。中でも社会党の躍進(158議席増)が目立っている。投票結果は次のとおり(ただしパリは除く)。

	改選議席	当選数	増減	改選後総議席
U.D.F. (フランス民主主義のための連合)	494	430	△ 64	819
R.P.R. (共和国連合)	241	198	△ 43	380
保守諸派	4	4	0	11
中道諸派	327	276	△ 51	604
(保守系計)	(1,066)	(908)	(△158)	(1,814)
社会民主党	400	558	+158	1,078
共産党	196	228	+ 32	377
M.R.G(左翼急進運動)	76	69	△ 7	153
左翼諸派	104	78	△ 26	178
極左 (左翼系計)	5	5	0	13
環境擁護派	(781)	(938)	(+157)	(1,799)
総計	1,847	1,847	0	3,615

なお、今回の選挙結果について一般には、「社会党、共産党の躍進は経済、社会政策面での対政府批判の高まりを映じたものであるが、保守陣営内における抑制的政策運営継続を主張するU.D.F.と成長路線への転換を求めるR.P.R.間の政策論争(臨時国会開催に関する「要録」参照)がなければ、左翼がここまで議席増加を果すことはなかったであろう」(ル・モンド紙ほか)と受取られている。

(注) フランスの県会議員選挙は全国99県(本土95、海外4)一勢に3年ごと(半数ずつ改選)に実施される。総議員数は3,844、1地区1人制で国民議会議員選挙同様2回投票制を採用。なお県会議員は元老院(Sénat、上院)議員選挙の際、選舉人団の一部ともなる(元老院議員選挙人団は、このほか、国民議会<下院>議員、および市町村会の代表により構成される)。

◇フランス経団連および主要労組、失業保険支給率改訂

で合意

1. フランス経団連および中小企業家連合会と主要5労組(C.G.T.<労働総同盟>、C.F.D.T.<フランス民主主義労働同盟>、F.O.<労働者の力>、C.F.T.C.<キリスト教労働者同盟>、C.G.C.<幹部総同盟>)は3月27日、失業保険(注)支給率の改訂につき正式合意書に調印した。失業保険支給率の改訂に関する労使交渉は、昨秋来、失業者の増大に伴う基金の財源不足を解消するため、政府の指示を受けて行われてきたもので、今次合意は政府の承認をまって、新規失業者については本年7月1日から、またすでに失業保険を受給中の者については本年10月1日ないしは1980年1月1日から適用される予定となっている。

(注) フランスの失業保険制度は基本的には以下の3種類からなっている。

① 公的失業手当(Aid publique)……求職登録を行った65歳未満の全非自発的失業者ないしは新規求職者を対象に、政府が支給するもの(原資は国家予算に計上)。

② 基本手当(Allocation de base)……同上の条件を満たす者のうち商工業に從事していた者を対象に、労使双方の拠出金(給与の一定割合<現在3%>相当額を使用者4、従業員1の割合で拠出)を原資に、商工業雇用協会(ASSEDIC)が支給するもの。

③ 特別手当(Allocation Spéciale、今回改訂前は補足的待機手当 Allocation Supplémentaire d'Attenteと呼称)……60歳未満の商工業従事者で、経済的事由<企業の業績不振に對処するため等>により解雇された者を対象に、ASSEDICが②の原資をもとに③に代えて支給するもの。

今次合意の要点は以下のとおり。

(1) 基本手当の支給率を次のとおりに変更(カッコ内は現状)。

失業前給与月額×42%×12か月+日額20フラン

失業後当初3か月間…失業前給与月額

×40.25%+日額16.5フラン

続く9か月間…同上

×35%+日額15.2フラン

ただし失業前給与月額が3,000フラン超の者については日額16.5ないし15.2フランの上乗せなし。

また手当支給期間は原則1年とし、50歳以上55歳未満の者については最長26か月、55歳以上60歳未満の者については同30か月まで延長可能とする。

(2) 特別手当の支給率を次の2方式のいずれか有利な方を適用する方式に変更(カッコ内同)。

イ. 日額20フラン+失業前給与月額

$$\times \begin{cases} 65\% \times \text{失業後最初3か月間} \\ 60\% \times \text{続く3か月間} \\ 55\% \times " " \\ 50\% \times " " \end{cases}$$

ロ. 失業前給与月額 ×	$\begin{cases} 75\% \times \text{失業後最初 3 か月間} \\ 70\% \times \text{続く 3 か月間} \\ 65\% \times " " \\ 60\% \times " " \end{cases}$
(イ. ロ. の別なくすべて失業前給与月額 × 90%)	

なお、(1)、(2)の両手当とも手当支給額は月額 16,000 フランを上限とする。

(3) 所得保障措置(Garantie de ressource)

60歳以上65歳未満の自発的な退職者(pré-retraite volontaire)および55歳以上の失業者で、かつ10年以上全国商工業雇用連合(UNEDIC…ASSEDIC を統轄する組織)に対し掛金を拠出し続けてきた者に対し退職・解雇前給与の70%相当額を保障する(注)措置を2年間延長する(期限1981年3月末)。

(注) 公的失業手当および ASSEDIC の給付額が退職・解雇前給与の70%を下回る場合、その差額が支給されるもの。

(4) 一時手当(Accord forfaitaire)

特殊事情を有する失業者に対して、新たに次のとおり一時手当を支給する。

イ. 女性労働者……離婚者、独身者、寡婦および最低500時間の職業訓練を受講した女性労働者で上記(1)～(3)の手当を受給していない者に対し日額40 フラン。

ロ. 若年労働者……25歳未満で公的失業手当しか受給していない者に対しては日額20 フラン、また基本手当のみを受給する者に対しては同30 フラン、公的失業手当および特別手当の双方を受給する者に対しては同40 フラン。

ハ. 出獄者……日額20 フラン。

ニ. 失業手当受給期限切れの者……以前基本手当を受給していた者に対し日額20 フラン。

ただし適用期間はイ.～ハ.について 1 年間、ニ.については、50歳未満の者は 9 か月間、50歳以上55歳未満の者は 1 年間、55歳以上の者は 15 か月間とする。

2. 今次合意内容については、労使双方に加え政府も、「合意内容は労使双方の良識ある態度の現れであり妥当なもの」(バール首相)としておおむね満足の意向を表明している。しかし、これに伴う所要財源(79年中260億フラン、これは国庫負担70億フラン、労使の拠出金負担率引上げ<現行 3% → 3.3%>約 180 億フランで補う予定)見積りについては、「失業手当受給者数の伸びが試算前提(年率+12%)を上回ることも十分に予想される」(ル・ヌーベルエコノミスト誌)と心配する向きもみうけられる。

◇英蘭銀行、特別預金預入率の引上げ時期の延期等を發表

1. 英蘭銀行は 2 月 19 日以降一時的に特別預金預入率を 3% から 1% に引下げ 3 月 9 日、3 月 30 日にそれぞれ 1%ずつ引上げることを予定していたが、まず 3 月 9 日の引上げを見送った(3 月号「要録」参照)のに続いて、3 月 15 日には同預入率を 3 月 19 日以降 29 日までの間、一時的に撤廃(1 → 0%)、引上げは 3 月 30 日(0 → 1%)および 4 月 23 日(1 → 2%)に行う旨発表した。さらに 3 月 26 日には、3 月 30 日に予定していた同預入率の 1% 引上げを 5 月 8 日まで延期すると発表した。この結果、同預入率の推移および今後の引上げ予定は次のとおり。

2 月 18 日以前	対象債務の	3 %
19 日以降	"	1 %
3 月 19 日	"	0 %
5 月 8 日	"	1 %

2. このような特別預金預入率の一時引下げおよび引上げ時期延期等の措置につき英蘭銀行では、「先般来国債(Gilts)に対する一般の購入が増すうの一途をたどっているが、こうした状況のもとで予定どおり特別預金預入率の再引上げを行えば、銀行部門の準備資産ポジションが逼迫し、金融市場の需給引締まり感は一段と強まり、短期金利の上昇を招きかねないとみられるため、これを見送ることとした。今後必要とあればいつでも同預入率の変更を弾力的に行う方針であり、今回の措置は金融政策の変更を意味するものではない」と説明している。

◇英蘭銀行、国債発行を入札形式によって行う旨発表

1. 英蘭銀行は 3 月 16 日、長期国債の発行を従来の tap 発行形式に代え、入札形式で行う旨発表した。

入札形式による第 1 回長期国債発行(3 月 22 日)の要領は次のとおり。

- (1) 発行総額 8 億ポンド、クーポンレート 12.25%、償還期限 1999 年(20 年物)
- (2) 入札は申込み 1 件につき单一の価格であること。
- (3) 入札価格は最低入札価格(the minimum tender price、今回は額面 100 ポンドにつき 97.50 ポンド)を下回らないこととし、25 ペンス刻みであること。
- (4) 大蔵省は入札を拒否しうる、ないしは入札額を下回る金額を割当てうる権利を留保すること。
- (5) 入札総額が発行総額を下回った場合には、最低入札価格による割当てを行い、残額を同価格で英蘭銀行発行部が引受けること。
- (6) 入札総額が発行総額を上回った場合には、最低落札価格を割当価格とし(注 1)、すべての割当てを当該価

格一本で行う(注2)。

- (注1) 高入札価格から順位付け、発行総額に達した(もしくはそれを超えた)ところの入札価格を割当価格とする。
 (注2) 割当価格を上回る入札価格による落札者に対しては、入札額の全額を割当てる。

(7) 今回発行の入札申込期限は申込先が英蘭銀行本店窓口である場合は3月22日午前10時、同行支店窓口である場合には3月21日午後3時30分までとする。

2. 英蘭銀行では、入札形式による長期国債発行に踏切った背景について、「長期国債の発行はこれまで tap 形式で行ってきたが(注)、前回の発行(2月22日、発行総額2銘柄計13億ポンド)時において、応募申込みが大量に殺到したため、受付途中において窓口を閉鎖せざるをえないという事態が発生したため、各方面から応募が先着順に受けられるのは不合理という声をはじめ、種々の批判が寄せられた。英蘭銀行は、こうした事情を勘案し、この際発行方法を入札形式に改めることが適当と判断した」と説明している。

(注) これまでには、新規国債発行に際し発行価格を含む発行条件を明示し、一定期間一般に応募を呼びかけた後、残額については英蘭銀行発行部が引受け、市場の実勢をみながら売捌していく方法(tap 方式)をとっていた。

3. 申込み最終日の3月22日、結局、入札総額が発行予定額に達しなかったため、応募者全員へ申込額全額が既定の最低価格(額面100ポンドにつき 97.50ポンド)で割当てられ、売れ残り分(約1億ポンド<フィナンシャル・タイムズ紙>)は上記規定どおり英蘭銀行が引受けた(注)。

(注) 売れ残りがわずかであったため、英蘭銀行はこれをあらためて tap 方式で市場に売るとは行わないこととした。

今回の応募が入札総額に達しなかったことについて市場筋では「方式改訂後の第1回とあって、他の出方をうかがっているという面もないではないが、それ以上に最近の金利低下にともない国内、海外ともひとつの買いが見られなくなっていることによるもの」としている。

◇英国下院、労働党内閣不信任案を可決

英国下院では、保守党、自由党、スコットランド民族党等から3月22日に労働党内閣不信任案が提出され(背景等については「国別動向」参照)、28日の票決では、賛成311票、反対310票とわずか1票差ながら不信任案が可決された(注)。これを受けて、キャラハン首相は4月7日議会を解散し、5月3日に総選挙を実施する旨発表した(総選挙は1974年10月10日以来4年ぶり)。

(注) 内閣不信任案が可決されたのは1924年10月のマクドナルド労働党内閣以来のことである。

◇英蘭銀行、増加率ベースの特別預金制度の延長を発表

1. 英蘭銀行は4月3日、全銀行(北アイルランド銀行を

除く)および割賦販売金融会社に対し現在適用中の増加率ベースの特別預金制度(いわゆる corset、53年7、9月号「要録」参照)を次のとおり従来同様の方式で、7月以降9月までさらに3か月間延長・継続する旨発表した。

- (1) 対象金融機関に対し、利付債務の増加率が下記(3)基準増加率を超えた場合、追加特別預金(無利息)を英蘭銀行に預入することを義務づける。
 (2) 基準残高は従来と同様、77年11月から78年4月までの6か月間の銀行計数報告日(make up days)における利付債務残高の平均額とする。
 (3) 基準増加率(基準残高比増加率)は次のとおりとする。

(増加率計算対象利付債務)	(基 準)	(基準増加率 の超過の場合 の預入月)
---------------	-------	---------------------------

79年5月～7月の

計数報告日残高平均	13%	79年8月
6月～8月	14%	〃 9月
7月～9月	15%	〃 10月

- (4) 追加特別預金の預入率は、上記基準増加率を超えて対象債務が増加した場合、基準増加率を超えた程度に応じ、次のとおりとする。

基準増加率を超過する部分が

3%以下の増加額に対してその5%		
〃 3%超 5%以下	〃	25%
〃 5%超	〃	50%

2. 本措置につき英蘭銀行では、「マネーサプライの増加率を目標値(78/10月央から79/10月央までの間のポンド建M₃の増加率8～12%)の範囲内に収めることを期したものであるが、期間については新内閣成立後、新たな政策見直しの余地を残しておくため、今回は取あえず3か月の延長にとどめた」と説明している。

◇英国政府、79年度暫定予算を発表

英国政府は、先般、内閣不信任案が可決され、議会解散、総選挙実施となつたのに伴い、4月3日、当初予定していた本格的予算の発表に代えて、微税継続上必要最低限の措置(注)を盛込むにとどめた79年度暫定予算([care taker budget])を発表した。その概要は以下のとおり。

- (1) 個人所得税にかかる基礎控除額を前1年間の物価上昇率(8.9%、1978年中の小売物価の上昇率)に等しい割合で引上げる(税率は不变)。
 (2) 新蔵相に最大限の free hand を残し、また税微収上の複雑化を避けるため、上記(1)に基づく微税開始は8月1日以降とする。

(注) 英国の場合、個人所得税、企業税については1年を限度として議会が政府に徵税権限を付与するかたちをとっているが、本年の場合、議会解散中の5月5日に同権限が失効してしまうため、あらかじめ法的措置をとっておく必要がある。

◇英國、銀行法案議会を通過

英國議会では、昨年7月25日に政府から提出された銀行、預金取扱機関の規制、一部免許制の導入等に関する法案(Banking Bill、53年8月号「要録」参照)が審議されてきたが、同法案は審議の過程で若干の技術的修正が施されたものの、骨子は政府原案のまま4月4日可決成立した(施行は新内閣成立後)。

◇英蘭銀行、最低貸出歩合を引下げ

1. 英蘭銀行は4月5日、最低貸出歩合(MLR)を1%引下げ12%とする旨発表した。同行の最低貸出歩合変更は本年3月1日の1%引下げ(14→13%、3月号「要録」参照)以来の措置である(なお、本措置の背景等については「国別動向」参照)。

2. 本措置に関し、同行は「外為市場における最近の英ポンド上昇圧力および国内短期金利の下落に対応すべくとられたものであり、引下げ後の水準は、現在の抑制的金融政策に適合したレベルであると判断される」と説明している。

3. 最近英国では、高金利と北海石油の増産を好材料として海外から大量の資金が流入しているため、これをそのまま放置すればポンド相場が急騰し、輸出入に悪影響を及ぼすことになり、反面、大量の介入を行えばマネーサプライが増加し、物価上昇圧力が増大するという状況になっていた。英蘭銀行では、こうしたジレンマを断つたためには、MLRの引下げが必要であり、金利水準低下に伴う銀行貸出の増加、さらにこれによるマネーサプライの増加に対しては増加率ベースの特別預金制度(corset)により量的側面からの抑制が可能と判断したものとみられる。

シティ筋では、「最近の為替、金利動向からみて、引下げ時期、幅ともほぼ予想通りで適切な措置」として受止めている。

◇英國、ロンドン手形交換所加盟銀行、貸出基準金利等を引下げ

1. ロンドン手形交換所加盟大手4行(National Westminster, Barclays, Midland および Lloyds)は4月5日、貸出基準金利(base rate)を1%引下げ12%とし、通知預金金利も1%(ただし Lloyds は1.5%)引下げ9.5%(同9%)とし、翌6日から実施する旨発表した。

2. 今次引下げにつき各行では、「本日の英蘭銀行最低貸出歩合の1%引下げに対応したもの」とコメントしている。

◇イタリア第5次アンドレオッティ内閣、成立後11日で総辞職

1. イタリアでは1月31日の第4次アンドレオッティ内閣総辞職のあと、長期間にわたる政治的空白期間が続いていたが、3月20日、キリスト教民主党、社会民主党、共和党の3党連立(下院630議席中291議席)により、第5次アンドレオッティ内閣が成立した(注)。しかし、同内閣は、共産党および社会党の閣外協力が得られなかつたため、3月31日の上院での信任投票に一票差(150対149)で破れ、即日総辞職した。

(注) 主要閣僚ポスト、以下のとおり。

首 相	Giulio Andreotti	(キリスト教民主党、留任)
蔵 相	Filippo Maria Pandolfi(同 上)	
経 濟 相	Franco Maria Malfatti(同 上)	
副首相兼予算相	Ugo La Malfa(共和党)	
外 国 貿 易 相	Gaetano Stammati	(キリスト教民主党、前公共事業相)
外 相	Arnaldo Forlani	(キリスト教民主党、留任)

なお、La Malfa 副首相兼予算相が3月26日に病死したため、3月29日、Bruno Vincenzini氏(共和党)が新たに予算相に就任し、副首相のポストは廃止された。

なお、ペルティーニ大統領は新たな組閣工作を断念し、4月2日、上下両院を解散するとともに、アンドレオッティ前内閣に総選挙までの暫定内閣として任に留るよう要請した。総選挙は、6月3日、4日の両日実施される。

2. 今次政変は、本年初、共産党が経済政策運営に対する不満を理由に、第4次アンドレオッティ内閣の存立基盤であった5党政策協定(キリスト教民主党、共産党、社会党、社会民主党、共和党)から離脱を宣言したことによる端を発するもので、同党の執拗な入閣要求を拒否し、3党のみの連立少数内閣として発足した第5次アンドレオッティ内閣は成立当初から短命であることが予想されていた。

なお、総選挙の帰趨については、下部組織の反発にあって「歴史的妥協」路線が行きづまりをみせている共産党が幾分後退する一方、キリスト教民主党およびその他の中小政党が支持を拡大するものの、議会内の勢力バランス(注)に大きな変化はない、との見方が一般的である。

(注) 解散前の下院における各党派別の議席数は次のとおり。

キリスト教民主党	262	共 和 党	14
共 産 党	220	自 由 党	5
社 会 党	57	諸 派	57
社 会 民 主 党	15		

総議席数 630

◇スイス、新規スイス・フラン建外債の発行を一時停止
1. スイス3大銀行(Schweizerische Union Bank, Schweizerische Kredit Bank, Schweizerische Bank)は、3月23日、スイス・フラン建外債の発行を一時見合わせる(市中ベースの自主的措置)旨決定、発表した。

本措置の内容は以下のとおり。

- (1) 公募債については、4月末まで一切の発行を見合わせる。
- (2) 私募債については、すでにイースター前の発行が確定しているものののみ発行し、それ以外のものは4月末まで発行を見合わせる。
- (3) 5月以降の取扱いについては、その後の市場の推移をみたうえで、イースター後に再び3行間で検討する。

2. 本措置の背景等に関する市場筋のコメントは以下のとおり。

「最近のスイス資本市場、とりわけスイス・フラン建外債市場の動向をみると、(1)更年後、物価の上昇傾向が顕著となりつつあること(注)、(2)西ドイツ資本市場の金利上昇からスイス資本市場の低金利が改めて見直され、スイス・フラン建外債の発行希望が急増したこと、等を背景にこのところ市場では金利先高観が台頭しており、このため投資家の債券、買控え態度が目立っていたが、特にここ2週間こうした傾向が著しく、市場金利は約1%方の急上昇を示すに至った。また、こうした買控えから最近発行された銘柄の消化も極めて不芳裏に推移している。本措置はこのような市場金利の過度の上昇を回避し、行過ぎた金利先高観を冷やすことをねらいとして、スイス中央銀行とも打合わせのうえ、ごく一時的な措置としてとられたものである。こうした冷却期間の設定により、先行きのスイス・フラン建外債市場の安定的な拡大が可能となるよう期待している。」

(注) スイスの消費者物価の推移(単位: %)

	78/9月	10月	11月	12月	79/1月	2月	3月
前月比	△0.2	△0.2	0.1	0.2	0.4	1.1	0.5
前年比	0.8	0.4	0.6	0.7	1.1	2.1	2.5

◇スイス中央銀行、輸出産業等に対する為替リスク保証措置の対象通貨を拡大

スイス中央銀行は3月26日、為替リスク保証措置(53年12月号「要録」参照)に関し、同行が輸出業者等との間で行う為替先物取引の対象となる通貨を8通貨(注)追加(従来は米ドル、ドイツ・マルクの2通貨)し、4月16日以降実施する旨決定、発表した。

(注) 今回対象通貨として認められたのは、英ポンド、円、フランス・フラン、イタリア・リラ、オランダ・ギルダ、ベルギー・フラン、スウェーデン・クローネ、オーストリア・シリング。

◇ベルギー中央銀行、再割引歩合等一部の金利を引下げ

1. ベルギー中央銀行は3月7日、公定歩合を除く金利の0.5%ポイント引下げを決定し、翌8日より実施した。なお、ベルギー中央銀行の金利引下げ措置は、1月、2月に続き年初来3回目(2月号「要録」参照)。新金利体系は以下のとおり(年利・%、カッコ内は旧レート)。

(1) 再割引歩合

A わく(再割引限度わくの75%まで、 狭義の公定歩合).....	6.0(6.0、不变)
B わく(再割引限度わくの残る25%).....	7.0(7.5)

(2) 債券担保貸付金利

貸付限度わく内の貸付適用金利.....	7.0(7.5)
貸付限度わく外の高率適用金利.....	
3か月ものインターバンク・レート以下(注)、 ただし最低7.0(同、ただし最低7.5)	

(注) 中央銀行の裁量により決定

2. 今次措置につき、ベルギー中央銀行では、「最近におけるベルギー・フランの強調を考慮し、短期金利の低下に追随する措置」と説明している。

◇スウェーデン、産業振興助成法案を発表

1. スウェーデン政府は3月8日、有望産業分野の強化を目指した産業振興助成法案を発表、議会に提案した。同法案に盛込まれた助成措置の予算総額は661百万クローナとなっており、主な内容は次のとおり。

(1) 産業開発基金の設立(300百万クローナ).....新製品・工程開発のうち、投資リスクを有するが、将来性があると認められるプロジェクトに助成金を供与する。

(2) 中小企業振興地域開発基金の増わく(300百万クローナ).....中小企業に対し銀行借入に比し低利の融資を供与する。

(3) 海外事業活動助成庁(仮称)の設立(47百万クローナ).....スウェーデンの企業が海外での事業・建設プロジェクトに共同入札等を行う際の調整等を行うほか、プロジェクトへの事前融資、情報提供・セミナー活動等を実施する。

(4) 海外ノウハウ導入促進(10百万クローナ).....海外の技術ノウハウの輸入拡大を促進する。

2. 当法案発表に当り、Huss 産業相は「従来の構造不況業種保護一辺倒の守りの産業政策を攻めの姿勢に転換させるものであり、引き続き市場原理に基づく自由貿易主義の維持を前提として作成した」とコメント、スウェーデンが国際競争力面で比較優位を持つとみられる有望産業部門の育成・強化を推進する考えを明らかにした。

◇フィンランド銀行、現金準備制度を導入

1. フィンランド銀行は3月13日、金融調節手段として現金準備制度(Cash Reserve System)を導入する旨発表した。本制度は銀行の預金債務に対して最高5%までの金額をフィンランド銀行に預入させるもので、預入分に対しては、市中金利より若干低利の金利を付すこととなっている(準備率は未設定)。
2. 本制度導入の背景としては、経常収支の黒字に加え資本の流入も増すうしているところから、金融市場が過度に緩和しているため、これを放置すればこのところ増勢の目立つマネーサプライの伸びをさらに加速するおそれがあるためとされている。

フィンランドのマネーサプライ(M₂)

前年比増加率推移(%)

	77/I Q	II Q	III Q	IV Q	78/I Q	II Q	III Q
	+10.9	+12.7	+13.4	+11.4	+13.1	+15.5	+15.9

◇フィンランド、総選挙を実施

フィンランドでは3月18・19日の両日、議会(一院制)総選挙が行われ、ソルサ首相の率いる社会民主党は引続き第一党となったもののや議席を減らしたほか、連立内閣与党の人民民主同盟(共産党)も振わず、逆に野党第一党の保守党が大幅に議席を伸ばし、社会民主党に迫る勢力を確保した。しかしながらソルサ中道左派連立内閣与党(社会民主党、中央党、人民民主同盟、自由党)は依然として総議席(定員200名)の過半数である128議席を保有しているため、引続きソルサ現政権の継続を予想する向きが多い。

フィンランドの総選挙結果

(○印与党)

	選挙前	選挙後
○社会民主党	54	52
保守党	35	45
○中立党	41	36
○人民民主同盟	40	35
スウェーデン人民党	10	10
キリスト教同盟	8	9
地方党	2	8
○自由立憲党	8	5
計(うち与党)	200(143)	200(128)

◇アイルランド・ポンド、英ポンドとの1対1リンク放棄を決定

1. アイルランド中央銀行は3月30日、それまで行ってきたアイルランド・ポンドの(punt)英ポンドに対する1対1リンクを断切ることを決定、以後は同国通貨の英ポンドに対する為替相場が quoteされることになった旨発表した。
2. 本措置に関し、アイルランド中央銀行は、「これまで英ポンドに対し等価関係の維持に努めてきたが、本日の英ポンド急上昇の結果、このままではアイルランド・ポンドが歐州通貨制度(EMS)所定の相場変動幅を守りきれない状況になったためとられたもの」と説明している。なお、こうした措置を予期して昨年12月15日のEMS参加決定に際し導入した対英國居住者取引に関する為替管理は、そのまま存続させる旨併せて発表した。

一方、英國では当面アイルランドに対する為替管理を実施する予定はない旨発表した。

◇スペイン、総選挙を実施

スペインでは3月1日、新憲法(昨年12月成立)下で初めての総選挙(下院350議席、上院250議席)が行われ、スペアレス首相の率いる民主中道連合(UCD)が第一党の座を維持し、進出が予想されていた野党第一党の社会労働党(PSOE、ゴンザレス書記長)は伸び悩んだ。この間、共産党は10%台の得票を得て23議席と勢力を伸ばしている。UCDは単独過半数には達しなかったものの予想外の善戦であったとの見方が多く、一応スペアレス内閣の穏健な民主化路線が信任された形となり、引続き民主中道連合が単独少数与党として政権を担当することになろうとみられている。

スペインの総選挙結果(下院)

	前回 (77年6月)		今回※	
	議席	得票率%	議席	得票率%
民主中道連合(UCD)	165	34.7	167	35
社会労働党(PSOE)	118	29.2	121	29
共産党(PCE)	20	9.2	23	10
民主連合(CD)	16	8.3	9	5
その他の	31	18.6	30	21
合計	350	100.0	350	100

※3月3日現在の暫定結果。

◇ギリシャ、物価凍結措置を発表

1. ギリシャ政府は2月23日、インフレ抑制策の一環と

して物価凍結措置を実施する旨発表した。その内容は以下のとおり。

- (1) 原則として物価を78年12月31日の水準に凍結する(凍結期間は79年7月ごろまでを目途とする)。
- (2) 79年1月～2月中に実施された値上げは撤回させる。
- (3) 例外として価格引上げを認める余地を残すが、その場合には、実施予定の4か月以前に値上げの正当な根拠を示す書類を添えて商務相宛承認申請をしなければならない。
- (4) 上記措置に違反した者は5万ドラクマ以下の罰金または3年以下の懲役、あるいはその双方を課せられる。

2. ギリシャではEC加盟に向けてインフレ収束に力を入れているが、消費者物価の前年比上昇率(注)をみると78年後半以降徐々に低下してきているもののその水準はなお高い。政府は79年の消費者物価上昇率を10%程度に抑制し、80年以降さらに1けた台を目指すとの方針を打出しており、今次措置はこうした政策スタンス強化の表れとみられている。

(注) ギリシャの消費者物価前年比上昇率(%)

77/IIIQ	IQ	78/IQ	IIQ	IIIQ	IVQ
12.7	13.0	13.3	13.4	12.1	11.5

◇南アフリカ準備銀行、公定歩合を引下げ

1. 南アフリカ準備銀行は3月16日、公定歩合を0.5%引下げ7.5%とし、翌17日より実施する旨発表した。同行の公定歩合変更は2月6日の引下げ(8.5→8.0%、3月号「要録」参照)に続くものである。
2. 本措置は、2月の公定歩合引下げと同様に、短期金利の動向に追随するとともに国内経済活動の振興をねらってとられたものとみられている。

ア フ ィ ア 諸 国

◇韓国、外資導入認可基準を変更

韓国政府はこのほど、企業の外資導入を容易にするため、外資導入認可基準の一部緩和を発表、2月1日から実施した。主な改正点は次のとおり。

- (1) 借款金額…1件当たり5百万ドル以上(従来10百万ドル以上)。
- (2) 金利…LIBOR+1.0%以下(従来+1.5%以下)。
- (3) 手数料…0.75%以下(従来1%以下)。

なお期間(据置期間を含み7年以上)については変更なし。

◇韓国、物価規制を緩和

韓国政府は、2月から3月にかけて、価格引上げに際し政府の認可を要する独寡占指定品目(注)の縮小、および一部独寡占指定品目の価格ならびに公共料金等の引上げを実施した。これは、最近における人件費、原材料費等のコスト上昇に伴い、これら品目を生産する企業の収益悪化が目立つなどの問題が生じてきたためにとられた措置。

概要は次のとおり。

(注) 独寡占事業者の市場支配力を通ずる不当な価格引上げ抑制の観点から、価格引上げに際して政府の許可を必要とする品目で、76年3月～9月には148品目が指定されていた。現在の独寡占品目指定基準は、当該品目が、①年間出荷額100億ウォン以上の企業によって取扱われている場合、もしくは、②市場占有率70%以上の企業によって取扱われている場合となっている。

(1) 独寡占指定品目の縮小(2月1日実施)

従来独寡占指定品目に指定されていた148品目のうち、74品目について指定が解除され、これら品目は今後政府の許可なしに製品価格の引上げができることとなった(ただし一部については、引き続き行政指導品目として政府が物価動向を監視)。主な品目は、①しょう油、酒等醸造品、②パン等の食料品、③薬品類、④化学工業製品。

(2) 独寡占指定品目および行政指導品目の価格引上げ(2月24日、28日実施)。主要品目および引上げ幅は次のとおり。

ナイロンF糸…8.8%、クラフト紙…23.2%、電気銅…14.5%、貨物自動車…13.6%、内装タイル…20.6%、耕運機…20.9%、しょう油…14.3%

(3) 石油製品価格引上げ(3月7日実施)

平均引上げ幅9.5%(ガソリン、灯油、軽油…9.5%、重油9.4%、ナフサ9.9%等)

(4) 電力料金引上げ(3月9日実施)

平均引上げ幅12%

◇台湾、外貨準備による融資制度を創設

中央銀行は手持ち外貨による主要輸出工業等向け融資制度を創設し、2月14日から実施した。これはこのところ増すうをみている同国の外貨準備(注)の有効利用かたがた輸出促進等を図るために実施されたもの。

概要は以下のとおり。

- (1) 融資対象…主要輸出工業部門(織維、電子等)、技術集約工業部門(機械等)に属する企業の機械設備輸入、新技術導入資金。
- (2) 融資金額…総額6億ドル。
- (3) 融資限度、所要資金の8割以内。

(4) 融資期間、返済方法…最長7年。半年ごとの均等分割返済。

(5) 金利…中央銀行の対市中銀行外貨融資金利(現行8.5%)プラス1%。

(6) 融資方法…中央銀行が指定した19行の銀行および信託局を通じて融資する。

(注) 中央銀行の発表によれば、同國の外貨準備高(中央銀行保有分+為銀保有分は、78年9月末65億ドル→79年1月末70億ドルと増勢をとどめているとされている(中央銀行保有分のみを計算しているIMF報告ベースでは、78年9月末、79年1月末とも15.6億ドルと不变)。

◇香港、1979年度予算案を発表

1. 香港政府は2月28日、1979年度(1979年4月~80年3月)予算案を発表した。これによれば、景気過熱に伴うインフレ高進抑制を最大の眼目に、歳出の伸びを前年度比大幅に抑えるとともに、年度当初から大幅な黒字を見込んだ引締め型予算の色彩が強くなっている。その概要は以下のとおり。

(1) 岁出(総額124.5億香港ドル)は、前年度実績見込み比+11.6%と、前年度(同+25.8%)を大幅に下回る低い伸びとなっている。これは、社会福祉関係の予算が歳出全体の伸びをかなり上回る形となっているものの、インフレ増す懸念による公共工事関連支出抑制方針のもと、運輸・道路・土木向けが歳出全体の伸びを下回っているほか、特に住宅向けについては絶対額でみて前年度を下回る水準となっているため。

(2) 一方、歳入(総額138.8億香港ドル)も、前年度実績見込み比+12.2%と、歳出と同様低い伸びとなっている。これは、地方税、自動車関係税(注)について2割程度の伸びが見込まれる以外は、総じて税収の伸び悩みが予想されるため。

(3) この間、收支じりでは14億香港ドルの大幅黒字見込みとなっている(当初予算の段階でこれほど大幅の黒字を見込んだのは近年まれて例え、78年度当初予算では、收支ほぼトントン>なほか、決算ベースと比較しても既往最高の黒字<78年度実績見込み12億香港ドル>を上回っている)。

同予算案に対する反響としては、今次予算案の前提とされている7%の経済成長について低めにすぎるとの見方もないではないが、総じてみれば現在のインフレを抑制するためには、この時点でこうした引締め型予算とするのはまず妥当とみる向きが大勢といわれる。

(注) 前年に引き、下記の通り自動車登録税を引上げ。

高級車	40→45%
中級車	35→40%
普通車	30→35%
オートバイ	30→35%

2. なお上記予算案発表に際して、78年の経済実績および79年の経済見通しが発表された。これによると78年の実質GDP成長率は10%と、前年(12%)の実績をやや下回ったものの、当初計画(9%)を上回る伸びを達成、76年来3年連続の2けた成長となった。これは、輸出が織維、弱電等の好調に支えられ高い伸びとなったほか、内需も地下鉄工事等公共投資や個人消費を中心に盛上りを示したことによるもの。

一方、79年については、米国景気後退や、織維等主要輸出品に対する輸入規制の強化等が懸念されるところから、輸出の伸び悩みが見込まれるほか、公共投資、個人消費等の国内需要も増勢鈍化が予想されるため7%(実質)と前年をかなり下回る成長を見込んでいる。

香港の1979年度予算

(単位・百万香港ドル)

	1979年度予算		1978年度実績 見込み比増減 (△)率	1978年 見込み
	金額	構成比		
歳 出	12,454	100.0	11.6	11,162
うち 教 育	2,196	17.6	12.5	1,952
住 宅	1,164	9.3	△ 9.5	1,286
国 防 ・ 治 安 等	2,100	16.9	2.6	2,047
運輸・道路・土木	1,978	15.9	11.1	1,780
医 療 ・ 衛 生	1,150	9.2	21.3	948
社 会 福 祉	655	5.3	21.1	541
歳 入	13,882	—	12.2	12,374
収 支 ジ リ	1,428	—	—	1,212

香港の1978年経済実績と1979年経済見通し

(単位・前年比増加率・%)

	1978年実績 (暫定)	1979年 見通し
実 質 G D P	10	7
うち 個 人 消 費 支 出	16	9
政 府 経 常 支 出	15	9
国 内 総 固 定 資 本 形 成	17	9
うち (工業設備投資) (建 設)	(13) (19)	(8) (10)
輸 出	14	8
輸 入	22	10

◇香港、預貸本金利を引上げ

香港の英系主力2行(香港上海、チャータード)は3月17日、貸出プライム・レートを0.5%引上げる旨発表

(10.5→11%)、20日から実施した。これは、これまでの累次にわたるプライム・レート引上げにもかかわらず景気が過熱気味に推移、インフレ高進が懸念されている状況下、政府が銀行貸出の抑制を強く要請しているのを受けて実施されたものとされている。貸出プライム・レートの引上げは、2月に続き本年3回目(78年5月来7回目)の措置。

一方、これに伴い為替銀行協会(Exchange Banks' Association)は、預金利をほぼ一率0.5%引上げる旨決定、同じく3月20日から実施した。預金利は、2月のプライム・レート引上げ時には据置かれたが、その後、米国金利に再上昇の兆しがうかがわれる一方、香港ドル相場が引き続き弱含みに推移しているところから引上げられることとなったもので、1月に続き本年2回目の措置。

新預金利は次のとおり(年利・%、カッコ内は旧金利)。

普通預金	5.75(5.25)
定期預金	
3か月もの	5.75(5.25)
6か月もの	7.00(6.25)
12か月もの	8.00(7.50)

◇マレーシア、商業銀行の最低流動性比率規制の算定基準を改正

マレーシ亞中央銀行は3月1日、同國の主要金融調節手段となっている商業銀行の最低流動性比率規制(注)(minimum liquidity ratio)の対象となる流動負債および流動資産の算定基準を次のように改正した。

従 来 改 正 後

流動資産	現金+TB+国債 +商業手形	左記項目のうち商業 手形についてはその 10%だけを計上
流動負債	総預金-貯蓄性預金	総預金 +コールマネー

(注) 流動負債残高の一定比率(1973年8月以降25%)を流動資産(現金+TB+国債+商業手形)で保有することを義務づける流動性コントロール手段で、商業銀行(78年末現在36行)に適用されている。

同国ではこれまで、流動資産側に銀行がかなり恣意的に操作できる商業手形を含んでいることや、流動負債側では貯蓄性預金やコールマネーが除外されていること、などから流動性比率規制自体が実態にそぐわないものになりがちなことが指摘されていた。特に昨年中、短期金融市场が逼迫しインタークレートが高騰していたにもかかわらず、流動性比率は規定の25%を大幅に上

回る38%前後の高い水準を示すなどの現象を生じたため、今回同規制の内容手直しが行われたものとみられている。

◇マレーシア、わが国で第2回円建債を発行

マレーシア政府は3月5日、わが国において第2回目の円建債(第1回は昨年4月、150億円)を発行した。この資金は同國第3次5か年計画(76~80年)の開発資金に充当される。概要は次のとおり。

総額	150億円
償還期間	10年
利率	年7.2%
引受け会社	野村証券(主幹事)、大和証券、山一証券、日興証券等39社

◇フィリピン中銀、輸出産業助成措置を発表

フィリピン中央銀行は3月8日、輸出産業助成のため以下の措置を発表、即日実施した。

- (1) 商業銀行の輸出産業向け割引手形に対する中央銀行再割引金利の引下げ(4→3%)。
- (2) 商業銀行に対する中央銀行再割引金額限度の引上げ(商業銀行割引総額の80%→同100%)。
- (3) 再割引対象品目の拡大(非伝統的輸出品目<すなわち砂糖、銅、コプラ等の一次産品以外の品目>→全輸出品目)。

本措置は、昨年7月の最低賃金および販売税の引上げ、更年後の石油製品の値上がりや公共料金の引上げ等から、同國輸出產品の生産コストがかなり上昇してきている状況にかんがみ、輸出競争力の低下を回避するためにとられたものとみられている。

◇インド、1979年度予算案を発表

インド政府は2月28日、1979年度(79年4月~80年3月)予算案を議会に提出した。本予算案提出にあたりシン副首相兼財相は、①78年度の同國の経済成長は、工業生産の拡大(77年度+3.9%、78年度+7.5%)にもかかわらず、インド経済に占めるウエイトの高い農業生産が前年史上最高の豊作となった後だけに伸び悩みを避けられず、前年度(+7.2%)をかなり下回る伸び(+3.7%)にとどまる見通しであること、②新年度予算案では前年度に引き継ぎ農村開発促進と中小企業育成を通じた雇用機会の増大に重点を置いたことを表明した。新年度予算の概要是次のとおり(増減率は前年度当初予算比)。

- (1) 級出は、経済開発費のうち電力、農業関係で大幅な伸び(+17.4%)を見込んでいる一方、州政府への貸付

(-10.4%)や対外援助(-16.5%)等の削減により、全体としては1,853億ルピー(+0.6%)とほぼ前年度並みの規模にとどめた。

(2)一方、歳入は、米、小麦等の生活基礎物資や農業関連物質を除くほとんどの物品に対する5~37%の物品税率の引上げ(これにより約7億ルピーの増収)により租税収入が前年度に引き続きかなり伸びる(+14.6%)と見込まれているものの、外国援助受入れ額の著減(-27.4%)から、総額では前年度を若干下回る1,717億ルピー(-1.0%)となっている。

この間、農村経済振興を一層促進するため、農村向け軽質ディーゼル油、かんがい用パイプ、化学肥料等に対する物品税率の引下げのほか、輸入耕運機に対する関税撤廃をも予定している。

(3)この結果、予算赤字額は136億ルピーと、過去最高を記録した前年度(107億ルピーの赤字)をさらに上回

る見込み。

◇インド、ルピーの対英ポンド中心レートを切下げ

インド準備銀行は3月13日、同国通貨ルピーの対英ポンド中心レート(middle rate)をこれまでの1英ポンド当たり16.50ルピーから16.80ルピーへ1.8%(IMF方式、以下同様)切下げる旨発表、即日実施した。

今回の切下げは、前回の切下げ(78年12月20日)以降、介入通貨である英ポンドが他の主要通貨に対し上昇(79年2月16日~3月16日における英ポンドの対主要通貨上昇率、対米ドル+1.6%、対ドイツマルク+2.1%、対日本円+4.9%)し、これにつれてルピーも切上がった形となっていたのを調整するためにとられたもので、本年1月に対英ポンド中心レート変更点を従来の既往中心レート比上下2.25%から同5.0%に拡大(2月号「要録」参照)して以降初めての措置である。

◇スリランカ、為替管理規制の一部を緩和

スリランカ政府は2月15日、信用状開設事前許可、非居住者外貨預金、海外渡航者の外貨持出し規制等為替管理の一部を緩和する旨明らかにした。本措置の概要は次のとおり。

- (1)これまで180日を超える輸入信用状開設に必要とされていた中央銀行の事前許可制を撤廃する。
- (2)非居住外国人に対し、新たに10万ルピー相当分を限度として外貨預金を認める。
- (3)外国人旅行者の所持する未使用ルピーの外貨交換限度額を、従来の500ルピーから入国情時に申告した外貨相当額まで拡大する。
- (4)海外に移住する者の外貨持出しわくを、従来の300ルピー相当から500ルピー相当に引上げる。

こうした一連の措置の背景としては紅茶、ゴム、ココナツ等伝統的一次産品を中心とする輸出の好伸から同国の外貨準備高が増加(77年末292百万ドル、78年末398百万ドル)していること、産業振興、中小企業育成などに資するため同国政府が輸入促進、投資環境改善の方針を打出していることがあげられる。

共産圏諸国

◇ポーランド、わが国からバンクローンを導入

ポーランドのワルシャワ商業銀行は3月31日、日本輸出入銀行との間でバンクローン(210億円)の導入契約に調印した(本件はポーランドにとって初の輸銀バンクローンの受入れ(注))。本資金はポーランドのわが国からの

		インドの79年度予算案		
		(単位・億ルピー)		
		1978 年度	1979 年度	前年度 比
歳 常 勘 定	一般支 出	560.5	596.2	6.4%
	社会福祉関係費	77.5	81.9	5.7
	経済開発関係費	193.9	242.5	25.1
	州政府交付金等	258.0	219.0	-15.1
	計	1,089.9	1,139.6	4.6
	経済開発関係費	210.6	202.6	-3.8
資 本 勘 定	うち鉱・工業	110.3	76.5	-30.6
	運輸・通信	56.5	66.4	17.5
	電力	19.3	33.2	72.0
	州政府等への貸付金	473.8	460.8	-2.7
	その他とも計	751.8	713.0	-5.2
	合 計	1,841.7	1,852.6	0.6
歳 常 勘 定	租税収入	1,002.7	1,148.7	14.6
	州政府への還付	(→)202.0	(→)344.0	70.3
	税外収入	275.4	316.2	14.8
	その他とも計	1,076.1	1,120.9	4.2
	州政府等貸付金の回収	238.6	203.8	-14.6
	国債発行	165.0	185.0	12.1
入 資 本 勘 定	外国援助受入れ(ネット)	83.3	60.5	-27.4
	その他とも計	658.5	596.2	-9.5
	合 計	1,734.6	1,717.1	-1.0
	収支じり(△は赤字)	△ 107.1	△ 135.5	/

ポリエステル繊維製造プラント輸入代金支払いに充当されることとなっている。

(注) 日本輸出入銀行による東欧向けバンクローンとしてはルーマニア(77年1月)、東ドイツ(77年11月)に次ぎ3件目。

◇ポーランド、対西側債務残高を初めて公表

ポーランドの外国為替専門銀行であるワルシャワ商業銀行はこのほど、西側銀行団(BOA, Barclays Bank 等が主幹事、わが国からは東京銀行、三和銀行等が参加)からの5.5億ドルのシンジケート・ローン取入れに際し提出した資料の中で、同国の対西側債務残高は150億ドルに達することを初めて明らかにした。

このように自国の対外債務残高を明らかにしたのは東欧諸国では初めてのことであるが、ポーランドの対西側債務残高は東欧諸国の中でも最も大きいとみられている(注)。また同資料によれば、本年中の外貨(交換可能通貨)収入は76億ドル(輸出62億ドル、貿易外受取14億ドル)が見込まれている一方、本年中の元利返済額は41億ドルが予定されているため、debt service ratio は54%に達する見込みとなっている(もっとも、80年には44%まで引下げる計画)。

(注) East West Market 誌の推計によれば、東欧各国の対西側債務残高(77年末)は次のとおり。

	億ドル	億ドル	
ポーランド	139	ルーマニア	32
東ドイツ	66	ブルガリア	30
ハンガリー	43	チェコスロバキア	19

◇ユーゴスラビア、79年経済計画を発表

ユーゴスラビア連邦議会はこのほど79年経済計画を採択した。これによると、インフレ抑制、国際収支改善を

目標として経済政策運営を行うとしており、このためマネーサプライの伸びを社会的総生産(注)の伸び以内に抑えるとしているほか、輸入代替品の増産等により輸入抑制を図ることとしている。このような状況下、社会的総生産の計画目標は6%と前年計画(6~7%)並みにおいている。

主要計画目標は次のとおり。

(注) 社会的総生産とは物的生産部門の総生産のことであり、生産国民所得との関係でみると次のとおり。

社会的総生産=生産国民所得(物的生産部門の純生産高)+生産過程で消費される原料、燃料、電力等。

ユーゴスラビアの主要経済指標

(単位・前年比・%)

	1977年 実績	1978年 計画	1979年 計画
社会的総生産	7	6~7	6
鉱工業総生産	9	7~8	7
農業総生産	3.3	3~4	5
固定資本投資	9.5	8	7
雇用者数	n.a.	n.a.	3
工業労働生産性	5	n.a.	3
輸出	8	6	5
輸入	30	n.a.	2

◇東欧諸国の79年経済計画

コメコン書記局はこのほど、東欧諸国の79年経済計画の概要を発表した。これによれば、各種成長制約要因の強まりの中で、各国とも主要計画目標の一段の引下げを余儀なくされている状況下、原燃料節約(各國)、労働生産性引上げを企図した生産合理化計画の推進(東ドイツ)等により、生産効率の向上を從来以上に重視する方針を

東欧諸国の79年経済計画主要指標

(単位・前年比増加率・%、< >内は78年計画)

	東ドイツ	チエコスロバキア	ハンガリー	ポーランド	ルーマニア	ブルガリア
国民所得	4.3 <5.2>	4.3 <4.9>	3~4 <5.0>	2.8 <5.4>	8.8 <11.0~11.5>	7 <6.8>
鉱工業生産	5.5 <5.7>	4.5 <5.1>	4 <5.5~6.0>	4.9 <6.8>	11.3 <10.6>	7.8 <7.7>
農業生産	n.a. <3.5>	3.8 <3.4>	3~3.5 <2~3>	n.a. <5.8>	n.a. <6.9~16.1>	7 <5.0>
国民1人当たり 実質所得	4* <4*>	4.3* <4.1*>	2.0 <3~3.2>	1.5~2** <1.8**>	6.4 <7.9>	3.2 <3.6>
小売売上高	4 <4>	2.8 <3.9>	n.a. <4>	9.1 <12>	8.3 <10>	4.1 <4.4>

* 勤労者の現金所得

** 実質賃金

打出来ている。また、エネルギー資源確保のため昨年6月のコメコン総会で決定したエネルギー、原燃料部門の長期協力計画に沿って、ソ連の技術援助の下で原子力発電所の建設を推進するとしている。

◇中国、1978年中預貯金動向を発表

中国は2月、1978年中の預貯金動向を発表した。これによれば、銀行の預貯金は前年比14.7%増となった。

◇中国、中国農業銀行の再建を決定

3月2日の新華社電によれば、中国国务院はこのほど中国農業銀行(注)の再建を決定、1979年中に同行の本支店機構を整備することとした。これは、国民経済発展10ヵ年計画の下で目指している国民経済全体の急速な発展を保証するには、その基礎となる農業が現状非常に弱体であることにかんがみ、農業関係財政資金の管理の強化や資金の効率的運用により農業の発展を支援するためとられた措置とみられている。なお、同行は国务院の直属機関とされるが、その管理は中国人民銀行が代行することとなった。

同行の主要業務は次のとおり。

- (1) 人民公社、生産大隊等を対象とする預金・貸付業務の処理。
- (2) 農業関係財政資金、農産物買付け代金の管理。
- (3) 人民公社等の会計指導。

(注) 同行は、過去2度にわたり改廃を繰返し(1955年3月設立—57年4月廃止、63年11月再建—65年10月廃止)、今回は3度目の設立。

◇中国、預金金利の引上げと新種預金の取扱い開始

中国人民銀行は4月1日から、現行の定期・積立預金(いずれも期間1年)の金利を引上げるとともに、新たに期間6ヵ月、3年、5年の定期預金の取扱いを開始した。

新預金金利体系は次のとおり(年利・%、カッコ内は旧金利)。

普通預金

政府機関等	0 (従来どおり)
-------	-----------

企 業	1.80(")
-----	-----------

個 人	2.16(")
-----	-----------

積立預金	3.60(3.24)
------	------------

定期預金(個人のみ)

国内居住者

6ヵ月もの(新設)	3.60
-----------	------

1 年 "	3.96(3.24)
-------	------------

3 年 "	4.50
-------	------

5 年 "	5.04
-------	------

華 僑

6ヵ月もの(")	3.60
------------	------

1 年 "	4.68(3.96)
-------	------------

3 年 "	5.04
-------	------

5 年 "	5.4
-------	-----

なお、農村信用合作社の個人預金金利(従来から中国人民銀行と同一水準)についても、上記措置に伴い引上げを実施。